

# 平成20年第2回三笠市議会定例会

平成20年6月18日(第2日目)

## 議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

## 議事日程

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問                           |
| 日程第 2 | 例月出納検査報告について(監報第2号)            |
| 日程第 3 | 報告第5号から報告第7号までについて             |
| 日程第 4 | 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について    |
| 日程第 5 | 報告第9号から報告第11号までについて            |
| 日程第 6 | 報告第12号から報告第15号までについて           |
| 日程第 7 | 議案第28号から議案第30号までについて           |
| 日程第 8 | 議案第31号から議案第35号までについて           |
| 日程第 9 | 議案第36号及び議案第37号について             |
| 日程第10 | 議案第38号 榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第39号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について   |
| 日程第12 | 議案第40号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第13 | 議案第41号 三笠市固定資産評価員の選任について       |

## 出席議員(11名)

- |     |     |           |     |     |           |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 5番  | 高 橋 守 氏   | 副議長 | 1番  | 丸 山 修 一 氏 |
|     | 2番  | 岩 崎 龍 子 氏 |     | 3番  | 佐 藤 孝 治 氏 |
|     | 4番  | 齊 藤 且 氏   |     | 6番  | 武 田 悌 一 氏 |
|     | 7番  | 儀 惣 淳 一 氏 |     | 8番  | 猿 田 重 夫 氏 |
|     | 9番  | 谷 津 邦 夫 氏 |     | 10番 | 藤 浪 成 憲 氏 |
|     | 11番 | 扇 谷 知 巳 氏 |     |     |           |

## 欠席議員(1名)

- 12番 熊 谷 進 氏

## 説明員

- 市 長 小 林 和 男 氏 副 市 長 西 城 賢 策 氏

総務部長	森原 裕 氏	総務課長	星野直義 氏
財務課長	右田 敏 氏	企画経済部長	松本哲宜 氏
農林課長	松浦基晴 氏	商工観光課長	中村正法 氏
環境福祉部長	澤上弘一 氏	市民生活課長・	内田克広 氏
		選管事務局長	
保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢敏男 氏
建設管理課長	金子 満 氏	建設課長	米田廣文 氏
水道課長	作佐部盛秀 氏	教育委員長	大野政行 氏
教育長	富樫 繁樹 氏	教育次長	黒田憲治 氏
学校教育課長	栗山俊彰 氏	社会教育課長	田中哲也 氏
病院事務局長	吉田正幸 氏	消防長	富田照男 氏
消防署長兼	辻道元信 氏	消防課長	石岡竹志 氏
総務予防課長			
生活安全センター長	西原 淳志 氏	監査委員	宇野政美 氏
監査委員事務局長	土岐 学 氏		
出席事務局職員			
議会事務局長	北山 一幸 氏	総務係長	豊口哲也 氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

日程第1 一 般 質 問

議長（高橋 守氏） 日程の1 一般質問を昨日に引き続き行います。  
通告順に従い、6番武田議員の質問を許可します。  
6番武田議員、登壇質問願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

6番（武田悌一氏） 平成20年第2回定例会におきまして、通告に基づきまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず最初に、旧幌内炭鉱排気立て坑事故に伴う対応についてお聞かせいただきたいと思ひます。

3月4日に起きた事故につきましては、報告も受けておりますし、現地も視察させていただきましたので、理解はしております。しかし、事故当時の様子について、私は既に自宅を出ており気づかなかったのですが、唐松地区ではかなり大きな衝撃音が聞こえ、窓ガラスも震えていたという方がいたり、慌てて外に出てみると煙が上がっていたので、立て坑のあたりで何か起きたようだが、情報が入ってこないために何もわからなかったのが心配だったとか、テレビのニュースで陥没した映像を見て、自分のところは大丈夫なのだろうかとすごく不安になったという方がいたなど、多くの方からそのような声を聞かされました。また、新聞報道などで初めて事故があったことを知った、近くで起きたことなのに、なぜすぐに知らせないのか、そのような苦情もありました。私は情報というものについて、むやみやたらに出せばいいとは思っておりませんので、まだ詳細もわからない中、市内全域に情報を流してほしいと言っているわけではありません。ですが、少なくともその現場の近くの住民にとっては、少しでも早くに安心ができるよう、素早い対応が必要ではないかと思っております。

そこで、最初の質問ですが、事故現場付近である唐松の町内会に対して、また新幌内小学校に対しての対応の経過についてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、振興開発構想の中にある住宅情報バンクについてお尋ねいたします。

私ではありませんでしたが、昨年の大綱質問で、この住宅情報バンクについての質問が出ておりました。答弁を聞かさせていただきながら、私なりに早く充実させていただきたいなと思ひながら三笠市のホームページをいつも拝見させてもらっておりますが、なか

か情報が上がってこないなと感じておりました。また、最近までは、いわゆる公営住宅のペット問題の関係からが主だったのでありますが、市民の方から何かいい物件はないですかと聞かれることもありました。三笠市の人口の減少とともに、空き家というのは増加していると思われれます。私もふだんまちの中を見て回りますが、売り家と書かれた物件もある程度の軒数があると思います。私は、今後も空き家というのは増加していく傾向にあるのではないかと考えておりましたが、ただ町内の中で空き家の割合が多くなると、町内会としての機能も低下してきますし、またさまざまな面においても、不便さが増してくるのではないかと思います。これが市全体に及んでくると、やはり寂しいまち、魅力のないまちへとつながっていくのではないのでしょうか。長期間にわたって、同じ家があいたままの状態になっている。そのような家がたくさん出てくるというまちに新しく移り住んでみたいという人はあられるのでしょうか。私はそのような意味においても、住宅情報バンクについては、早目に充実していただき、空き家になっている期間が短い状態にできるよう努力していただきたいなと思っております。

そこで質問ですが、住宅情報バンクの現在の状況についてはどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

また、住宅情報バンクの創設については、空き住宅の情報を提供し、三笠中心部への定住化を図ると書かれております。そこで、今、三笠市の現状を考えたとき、市内中心部とその他の地域では、日常生活を行う中で差ができていないかと感じるときがあります。例えばふだんの買い物一つ例にとっても、近くにお店がなく、車などを利用し、市内の中心部まで出てこないといけなとか、病院についても同じであります。また、自家用車の運転もできないのでバスを利用しているが、バスの運行本数には限度があるので、急なときには出かけることもできない。何かしようとしても非常に不便な地区というものもあるものと思います。さらに、中には高齢者ばかりの地区もあると思うのです。地区内が高齢者だけだと、町内会の運営もままなりません。やはり行政として心配しないといけなは、市民みんなが平等に安心して暮らせるということだと思っております。緊急を要するときや災害などが起きたとき、高齢者しか暮らしていない地区があるとすれば大変だと思っております。限界集落という言葉がありますが、私としましては、三笠市において、そのような問題は起きてほしくないと思っておりますし、また仮にできてしまったとしたら、それを黙って見過ごすということは、絶対に避けなければいけないと思っております。私は日ごろよりお年寄りの方の家に行く機会があるのですが、ひとり暮らしの方で引っ越しはしたいが、自分の家があるために引っ越せないという話をよく聞きます。まちの中に空き家が増加していき、その一方で地区によっては、まちに引っ越したくてもできないという状況の中、不安を抱えながら日々生活をされている方もいるわけでありまして。できれば、その辺のことも踏まえながら考えていただきたいと思うのでありますけれども、今後のまちづくりに関して、地区内集約、コンパクト化について、基本的な考えをお聞かせいただきたいと思っております。

最後の質問であります、危険住宅について質問させていただきます。

先ほどから話しておりますように、空き家が増加してきていると思われませんが、それら空き家の中でも、長年にわたり手入れがされてなく、窓ガラスが破損していたり、屋根がつぶれていた、中には壁が一部はがれ落ちているような物件というのを見かけることがあります。それらの物件は景観が悪いだけでなく、時には近隣住民に被害をもたらす危険性を持っております。また、子供たちの遊び場になるおそれもありますので、所有者にはきちんとした管理をお願いしなければいけないと考えておりますが、現在、危険だと思われる住宅について、数や場所、それらについて把握しているのか。また、その建物の所有者に対して、どのような指導を行っているのかについてお聞かせいただき、壇上での質問を終了いたします。

議長（高橋 守氏） 消防長。

消防長（富田照男氏） 私のほうから一つ目の旧幌内炭鉱排気立て坑事故に伴う唐松地区町内会への対応についてお答えします。

これは、3月4日に事故が発生しまして、3月5日に唐松連合町内会長に事故の状況及び道路の通行どめ等について説明をしております。また、唐松連合町内会として、各町内会長に説明が必要でありましたら伺うということで、お話をしたところでございます。

3月9日に発生した陥没事故につきましても、10日に唐松連合町内会長に概要を説明しているところでございます。市民には、愛の鐘をもってお知らせをしたところでございます。

3月19日には、道道の通行どめ解除について、唐松地域のすべての町内会長、弥生、幾春別の連合町内会長並びに三笠の本町地域の町内会長に文書をもってお知らせをしております。

それと、4月4日につきましては、唐松連合町内会長に事故の概要、また三笠市としての今後の対応について、文書をもって説明をしているところでございます。

現在、学識経験者による事故調査委員会を立ち上げまして、原因の究明に当たっております。一日も早く市民に安全宣言ができるよう、努力しているところでございます。

なお、調査委員会につきましては、4月7日に第1回を開催しまして、現在まで4回開催し、6月20日に第5回目を開催する予定でございます。

新幌内小学校の対応につきましては、教育委員会のほうから説明いたします。

議長（高橋 守氏） 黒田教育次長。

教育次長（黒田憲治氏） 新幌内小学校の対応につきましては、私のほうから説明させていただきます。

3月4日の事故発生後、教育委員会と生活安全センター、それから建設部との連絡調整をしながら、情報が入り次第、学校との対応をさせていただいております。道道が通行どめになるということが10時半ごろ入りましたので、まず学校のほうに連絡をさせていただいております。それから、ガスが現場のほうで、地上に検知されていないということが

ら、授業は通常どおり行って、下校する際については安全のために集団下校するように指示しております。翌5日の日は、まだ通行どめが続いておりましたので、市の職員2名、登校時に児童の誘導を含めて対応させていただいております。

なお、土現の通行どめ区間が本町から唐松2丁目の郵便局までと、実際はこの範囲でなくてもよかったのですが、道道としましては、通行のルートを含めて、やむなくこの広い範囲を通行どめをかけた。その中に、たまたま新幌内小学校が位置していたということでございます。なお、5日、6日の日には、定例の校長会、教頭会がありまして、この事故については、全市内の8校の校長先生、教頭先生に事故の経緯についてお話ししてございます。

それから、3月10日の地盤の陥没事故の関係なのですが、これについても陥没した周辺の部分がクラックが入ってしまっていて、このクラックが外側にどんどん拡大する形になれば、道路並びに学校にも影響来ると判断しておりましたけれども、このクラックが拡大しないで、そのままの状態に落ちついたということから、学校のほうには影響がないというふうに判断しておりました。

以上です。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、住宅バンクの関係について説明させていただきたいと思います。

住宅情報バンクにつきましては、当初、若者定住の一環ということで、住まいを提供することで、人口の増加を推進するという目的で取り組んできたものでございます。

現在につきましては、市のホームページに、処分を考えている住宅、また土地を持っている方に向けて、その物件を安価で掲載していただくように周知しているところでございます。そして、その物件を市外にお住まいの方で、住宅や土地を探している方に向けてのPRということで、現在進めているものでございます。また、今現在載っている物件の情報につきましては、土地が2件ということで、非常に少ない掲載内容となっているものですから、今後の募集案内として、住宅、土地の処分を考えている市内の方に向けて、この住宅情報バンクを登録していただくということで、市の広報に掲載して、物件の充実を図るよう、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、市民の方でも、住宅や土地を探しているという方がおられると思いますので、中にはホームページを見られない方もいらっしゃると思いますので、希望の方に物件情報を住宅係のほうに問い合わせをしていただくというふうな周知を広報を通じてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 企画経済部長。

企画経済部長（松本哲宜氏） 私のほうからは地区内集約、コンパクト化についてお話しさせていただきたいと思います。

これは、昨日、谷津議員の通告の際にもこの地区内集約の関係で、若干市長、副市長のほうからも発言させていただきましたが、再度もう一回お話しさせていただきますが、本市として、住宅マスタープランというものに基づきまして、公的住宅の地区内集約ということは既にもう打ち出しをし、それに合わせて、今、公的住宅の整備という形で進めております。あくまでも、やはり地域に住む人は、住みなれた地域で安心して暮らしたいということが願いでもありますし、市としては、今の段階では地区内集約という形の中で進めてまいりたいと。このたび、都市計画マスタープランも今作成をしようというふうに考えています。その中では、この三笠市全体の土地計画にかかわる計画という形で、考え方ということでまとめさせていただきますが、当然ここでも地区内集約という形の中でそこは明記させていただきたいと。まずは地区内集約で動きたいという考えを持っております。

議長（高橋 守氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 空き家の状況について御説明申し上げます。

空き家への対応につきましては、消防として火災予防条例に基づきまして、空き家への侵入防止、それと火災予防上の観点から調査を実施しております。その結果、玄関とか窓が破損しているとか、また開放されているものにありますは、建物管理者、所有者に対しまして、板張り等の処置をするように電話もしくは赴きまして指導しているところでございます。昨年の12月現在の空き家につきましては、状況でございます。一般住宅と市営住宅、雇用促進住宅、また工場等の空き家総数713棟、1,408戸に対しまして、管理不良が46棟、50戸でございます。特に一般住宅がほとんどでございます。一般住宅が40棟、43戸でございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。

順番に、済みませんけれども、再度また質問させていただきます。

最初に、立て坑事故の関係からちょっとまたお聞きしたいなと思うのですが、町内会に対しては、4日発生の後、5日に説明を行ったということでもあります。緊急災害時のときでしたら、全市的に皆さん一斉に情報が入るのであれなのですが、こういう事故という場合は、やはり一部の人が敏感に反応することだと思うのです。やはり私の聞いている中でも、唐松地区のあの辺の方で実際に揺れを感じたとか、そういう人の反応はすごく早いのですが、逆に言うと、岡山地区とか見えなかったという人に対しては、ほとんど新聞報道を見ても、ああ、あったのですねというようなレベルでしか認識されてないのが実態だったと思うのです。ただ、やはり実際に見てしまったり、音を聞いてしまったりした方については、やはり特に高齢者の多い地域ですので、非常に不安になっていたと。せめてあの近くの人には、安心すぐにでもできるように対応していただきたいなという思いだったのですが、これ逆に説明までに1時間かかったというのは、そ

の間調査をしていたというために1日はかかってしまうという認識でいいのだと思うのですけれども、逆に学校の関係なのですけれども、実は10時に道路は通行どめになっているのですよね。それで、一応ガスが検出されませんでしたよという連絡が午後からだと思うのですけれども、その間、児童については、通常どおり授業をしていたと思われるのですけれども、これ逆にガスが出ているか出ていないかわからないという時間帯において、逆に子供たちの安全ということを考えたら、ガスが出ている出ていない、調査結果が出ている出ていないにかかわらず、一たん避難して、安全を確認した後に、学校で授業を再開という方法は考えなかったのか、ちょっとその辺だけ教えていただきたいなと思います。

議長（高橋 守氏） 富樫教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 当日の対応で、私の生い立ちも含めて、こういう災害について、やっぱり経験というのは非常に大事な部分がございます。私が1時に係長を伴って新幌内小学校に行きまして、現地も見て、私自身の判断として安全で問題ないと。それから、先ほど次長が説明しましたように、交通どめについて、土現に対して、私の教育委員会としてクレームをつけました。というのは、そんなに長く本町から栄町まで通行どめにする必要は僕自身ないと思って判断していましたので、少なくとも青山町から美園に抜ける道路まででいいのではないかと。こっちは、学校のこっちでいいのではないかとということで、その手間はかかるけれども2段で通行どめにしてくれと。迂回路はありますので、栄町のあそこはしょうがないと。ただし、学校のこっちに本式に通行どめにして、向こうはここから人をつけて迂回してくださいというようなことで、ちょっと判断したものですから、問題はないということで学校には通常どおりということにさせていただきました。幸い私の経験というか、そのとおりになって進んでおります。最終的には、まだ原因ははっきりしていませんけれども、拡大の傾向はないのだろうと、こう思ってやったことでございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 今の説明で理解いたしましたが、やはり実際目で見てしまうと、通行どめになって、車が入れないところに子供たちが学校に通わなければいけないというのは、保護者にしてもやはり不安をおおるものだと思うのです。今の説明で理解はしましたけれども、今後の何かあったときには、そのようなこともやはりちゃんと伝えていただきたいなと思っております。

そこで、周知の中で愛の鐘の放送を行ったということなのですが、やはり愛の鐘、なかなか風向きとかいろいろな関係で聞こえないという方が毎回いるのですよ。その辺について、逆に広報車というのは回ったのかなと、ちょっとその辺だけ確認したいなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

議長（高橋 守氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 愛の鐘につきましては、屋内にいた場合は全く聞こえません。また、風向きということでそういう部分もございます。それで、消防車につきましては、



広報については回っておりません。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今の問題を含めて、危機管理の問題ですよね。私たちは少なくとも市民の生命、財産を守っていくという、その部分では、常に危機の状況でおかなければならんと。私もあの音を聞いたのは、私の家の屋根の雪が落ちたのではないかという程度、外へ出て屋根を見たら屋根には雪がかかったというようなことで、一体何が起きたのか、正直なところわかりませんでした。役所に来てみて、初めて立て坑のところがやったと。私、ある意味においては、皆さん方も御承知だと思いますが、かつて北炭がガス爆発をしたときに、その前日まで私は炭鉱の中に入っておりまして、夜8時ごろ上がって、翌朝2時に爆発したのです。寝たか寝ないうちに、私は当時清住小学校に勤めていたときですから、坑内で、清住の保護者の方が坑内に入っているのも知っていました。そんなことで、私も早速学校に行きまして、ガス爆発というような非常事態で聞いてみましたら、やはり清住の方でも何人かの方が、その時間帯に坑内に入っているというようなこと等もございまして、現場に校長と一緒に駆けつけたのですけれども、もう人で人でで大変だったというようなことがございまして、ある意味において、交通どめというのは、ただ車両をそこへとって危ないからというだけではなくて、もともと炭鉱の人というのは、何かあれば、全部坑口に集まるという、そういう部分があるものですから、恐らく土現なんかも、そういうふうに使っていたかわかりませんが、そういうふうにして交通どめにしたのではないかと私は思っている部分があります。ただ、子供たちのあのときのことも考えて、ちょうどあの日、炭鉱が爆発した日は、ちょうど市内の研究大会が新幌内小学校であったために、全校が休校にしていた、小中学校が休校にしていたのです。ですから、そういったものに直面はいたしませんでしたが、しかしあれだけの事故があって、考えて、今、改めて振り返ってみますと、今回のことはいろいろな教訓を与えてくれたなというふうに思わざるを得ないわけですね。

私も早速事故現場に行って、立て坑の排気口の上からのぞいてみたら、まだ音がするわけですね。何か起きていたという予感はずいぶんありましたけれども、その翌々日にあそこが陥没したということを考えますと、本当に私たちは底のない土の上に自分が乗っかっていたのだと改めてその身の危険を感じたわけです。ですから、そういう意味での市民の危機管理というのは、大事の上にとって大事をとるということは、やはり絶対に必要なことだと改めて感じるわけでありまして、特に爆音が出たときに、ふだんないところから出たわけですから、これはもうガス爆発だと思えるのは、炭鉱、もと経験した人たちは当然思うことでありまして、実際にそれがガス爆発でないというのがわかるのに、やはりある程度時間かかるわけでありまして、そういう意味からすると、これからも危機管理の問題については、やはり慎重に対応していかなければならないだろうと、改めて、全く私たちは予想もしていないことが起きたということを、現実をやっぱり厳粛に受け止めて、今後危機管理の問題については、これから役所内部でも十分議論していきたいと、このように

思っております。そういう意味で御理解いただきたいと、このように思っております。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ただいま市長から答弁いただきましたので、本当に市長の言っているとおりと私も思っておりますので、消防職員の方、本当に御苦労かと思えますけれども、常日ごろからそういう面については、考えていただきたいなという思いがあります。

そこで、この問題については最後にしようかなと思うのですが、実は平成17年3月議会の議事録の中に、やはり情報の伝達ということで、愛の鐘が聞こえにくいという議事録がたまたま載っておりました。その中で、当時市長の答えだったので、6台の広報車を使い各町内を回ったけれども、最終的には文章をつかって各町内会長に回したのだというようなことが書かれており、今後については、市民から役所へ確認できる方法というのものもあるかもしれないと。それら、いろいろなことについて、速やかに検討していきたいという答弁が実はありました。

そのことで、今先ほど市長からも答弁いただいたので、大体は理解しているのですが、そのような私も逆に市民の方が役場に問い合わせたら教えてもらえるという情報もあっていいのかなと思っております。また、そういう意味においても、この17年の3月議会の後、どのような会議がまずは行われて、話し合いが行われたのか、どんなようなことがあったのか、ちょっとあれば教えていただきたいと思えます。

議長（高橋 守氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 今回の情報の伝達ということで、今回につきましては、全く情報がわからない中で、結局市民に状況をお知らせするのは、ちょっと難しいということではなかったところでございます。本来であれば、先ほど議員が言われたとおり、消防車両とか広報車両を使った中で周知をすると、それが原則でございます。今回、事故の状況については、市民のほうから消防のほうには、11件の問い合わせが来ている状況でございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 災害、今回は事故ですけれども、災害というのも本当いつ起きるかわかりませんので、よろしくお願ひしたいなと思えます。

そこで、次は住宅情報バンクについてですけれども、やはり私の見ている限りでは、せっかくいいホームページがあって、市外の人向けに情報を、三笠市の住宅についてPRができていのに、正直言って中身がなかなか更新されないのはもったいないなという思いです。昨年の大綱質問の中で、たしか齊藤議員がこの件に質問したのかなと思っておりますけれども、そのとき情報バンクについては、1日当たり35件ぐらいのアクセスがあるというような回答が出ていたかと思うのですが、やはりホームページに関して言えば、やはり更新されないとどんどん見てくれる方は減ると思うのです。やはり日々少しずつでも更新され、情報を出していかないと、なかなか広まってい

ないなという思いがありました。

それで今回質問させていただいたのですけれども、その中でやはり情報が載ってこないという中には、多分情報を載せるための基本的に住宅、空き家ができましたという状況につくるのは、市内の方の転出とか死亡とかが原因だと思うのですけれども、やはりホームページ自体、三笠市内の高齢者の方が、割合が多いですから、周知されてなかったのかなと。そういう意味において、今後前向きに検討していただけるというのは、ありがたいなと思うのですけれども、広報みかさ等もこれからは周知していくということですので、よろしくお願ひしたいなと。私も思っていたのですけれども、先ほど言ったように、家があくという状況になる場合は、やはり市民の方、転出届とまた死亡届と何らかの関係で家をあける前には行政のほうにも顔を出すかと思ひますので、その辺等も連携をとりながら、そのときに市民の方には周知するという方法もあるかと思うのですけれども、その辺だけひとつ教えていただきたいと思ひますけれども、いいですか。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 今、確かに議員言われるように、一応、今、市広報で今後やっていくということなのですけれども、確かに今言われたように、転出届等を出されていく方というふうな方の情報もとれますので、その辺含めて、できるだけ広くこの情報がいっぱい物件が載るような形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） 済みません。よろしくお願ひしたいなと思ひます。

三つ目の質問です。まちづくりに関しての基本的な考え方ということで、きのうも谷津議員のほうからも質問あったと思ひますけれども、やはり地域によっては本当に高齢者の方がいて、不便だなというのは、日ごろから思っていたわけなのですけれども、先ほど部長のほうから地区内集約、こちらについて先に取り組んでいきたいというお話をいただきました。それで、その中で、地区内集約ということで、公営住宅等から公営住宅のほうに移ってもらうのかなと考えるのかなと思うのですけれども、集約の仕方は逆にこちら辺にたくさん人がいるから、ここに集めようとか、ここにしている住宅がたくさんあるからここに移り住んでもらおうかという考え方だと、また将来的に同じような問題が出てくるのかなと思っておりますので、その辺は急がなければいけない問題かもしれないのですけれども、慎重にいろいろと地域住民の方と話し合いながら、いい方法を考えていただきたいなと思っております。

そこで、ひとつ聞きたかったのは、公営住宅ストック総合活用計画、活用基本方針というのがあるのかと思ひます。その中で、平成22年までに、用途廃止になっている公営住宅があるかと思うのですけれども、高美町からはじめ幌内町、幌内1丁目、唐松栄町、弥生桜木町、幾春別栗丘町とあるのですけれども、実際、平成22年度までとなると、あと1年半ぐらいしかないのかなと思われるのですけれども、現在、空き家率が100%になっているところは構わないのですが、幌内の1丁目の住宅であれば、まだ4軒の方がお

られます。また、唐松栄町では16軒、幾春別栗丘町4軒とまだ入居者がおられるのですが、その辺の方々にはどのような今対応をしているのか、どういうふうに考えているのか、ちょっとその方向性を教えていただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 地区内集約の関係ですけれども、公営住宅マスタープランの中で位置づけしております。ことし、これから7月に公営住宅の入居者に対しまして、意向調査ということで、これからやろうと思っております。その結果を踏まえまして、今後住民説明会等を開催して、集約化に向けて進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） はい、ありがとうございます。

やはり急に住民の方も、いついつまで引っ越してと急に言われてもなかなか難しいのかなと思います。そこで、唐松栄町の16軒残っていると思うのですけれども、ここについては、私も聞いた話なのですけれども、以前にも上のほうに引っ越してこないかという話はあったのかなと。そのときに、いや引っ越したくないよということで、残った方が相当数いたと聞いているのです。それが、この16軒の中に含まれているのではないかなと思うのですけれども、本当にこれ22年度いっぱいちゃんと説明しなければいけないと思うのですけれども、本当に引っ越しを嫌だという方についての説得というのもちろんとその辺できる予定になっているのですよね。ちょっと質問の仕方悪いのですけれども、言いたいことはそういうことなのですけれども、何かその辺でちょっとお答えいただければ、済みませんけれども。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 唐松栄町につきましては、以前からちょっと話がありまして、今後のアンケート調査が終わった段階で、地域のほうに入りまして、納得いただくような説明会をしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） やはり住民の方にも納得していただいて、出ていただきたいなと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

あと、またその同じような関係で、幌内1丁目、実は4軒ほど入っております。御承知のように幌内1丁目というのは、世帯数も少なく高齢者の方が本当に多い不便な地区だと私は思っております。ここを4軒、多分幌内1丁目の平均的な地域に住んでいる皆様の年齢からいくと、若干若い方が住んでいるのかなと。実際、これが転居をしなければいけない状態になったときに、それこそ引っ越したくても引っ越せないという、先ほど私質問いたしましたけれども、家を持っている高齢者の方、十三、四世帯ぐらいが残るのかなと思われるのです。集約化、基本的には地区内集約で公営住宅を利用してという考えが基本だ

と思うのですけれども、仮に極端な話、幌内1丁目、公営住宅出ていく人は出ていってしまっ、十数軒残って、あそこは多分車を運転できる人も大したくないということですので、その辺の考え方、1件だけちょっと教えていただければと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 今、住宅を持っていて、公営住宅になかなか入れない方もいるということで、確かに公営住宅法の中で、住宅に困窮している方を対象にして入れております。ただし、その住宅の中身によって、例えばもう住めないような状況の住宅ですとか、いろいろあると思いますので、それはその時点で市のほうに御相談いただきたいというふうに考えております。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） まず、地区内集約と言いますが、現実にそれを公営住宅だけを活用してやるということではないと。それとまた、意に反して動かすというようなことを考えているというわけではないと。地域が何とか暮らせる状況で、それでいいのだと。例えば、確かに店もないし、医療機関もないと。きのうのお話もあるのですけれども、しかし自分はここがいいという方にとって、別段、当面障害なわけではないわけですね。今、地区内集約という表現を基本的にして、いつも頭に浮かべるのは例えば弥生です。弥生の道路が通っている部分といいますか、上の部分はいいのですけれども、昔、坊主山といった橋を渡って花月園にあるほうに、まだ2戸ほど家がありまして、そういう方が冬は相当な距離、100メートルに及ぶぐらいの距離を除雪して冬は出てこなければならぬとか、そういうような状況があって、大変ではないでしょうかと。だから、もしも冬の間だけでも公営住宅に住むとか、何かそういうようなことを考えたらどうなのかというようなことを、前に建設部のほうと議論したことがあります。そういう便宜を市としてはお計らいするということも、これは僕は必要なのではないかと。もしもそこでぐあいが悪くなったりなんなりした場合、もう助けようもなくなるということがありますから、そういうケースに限って言えば、ある程度強制的に何とかならないのですかと。もちろんそれはお話し合いますけれども、そういうことはあるのですが、一般的に言えば、今例えば幌内の1丁目のように、それなりのコミュニティがあって、皆さんがそれなりの生活をされているというところに無理やり何かしようということではありません。ですから、公営住宅を活用する範囲で、皆さんがもう本当に個人の家が、もうほとんど倒壊するような、あるいは非常に危険性がある住宅に住んでいらっしやるとか、あるいは今申し上げたように非常に生活に不便を感じるとか、そういうような場合、それからあるいは何かあった場合に生命の保障ができないとかというような場合に、市としてはそういう努力をしよう。だから、今のところ急激に市の中心部に人を誘導してくるというような政策をとるのは、適当ではないのではないかと判断が行政の中であって、それを裏返して言えば、地区内集約という言葉に置きかえているということでありまして、これはきのう僕申し上げ

げましたけれども、いずれはそんなこと言ってもらえない状況が来る可能性が高いと。その場合は、やはりある程度皆さんにしっかりした御相談を申し上げて、できる限り御理解をいただくという努力をします。今のところは、可能な範囲で、もう少し緩やかに御理解いただける範囲の方々について、同じく例えば公営住宅の中でも、もう1戸しか入っていない、そこだけをなくなれば、そこら辺の除雪問題から何かから解決するとか、きのうのお話出ましたように、水道管をそこまで引っ張ってなくてもいいとか、そういう問題あるわけです。そういうものをどんどんきちと整理していったらいいのではないかと、今のところはそういうことを中心に物を考えたいということであります。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） ありがとうございます。

難しい問題かなと思いますけれども、地域の実情いろいろ相談しながら、まちづくりについては進めていっていただきたいなというふうに思います。

それで、最後の質問であります。空き家の状況なのですけれども、やはり私の見たところによりますと、やっぱりちょっと荒れている家というのは、年々増加しているのかなと。また、逆にきのうもペットの話も出ておりましたけれども、野良猫がふえたおかげで、野良猫がそういう家に住み着いて、家が、周りが臭くなったとか、そういう苦情も出てきているものですから、そういう窓ガラス割れたとかなんとかというのは、対応していただきたいなと思っておりますけれども、逆にこれ所在者がつかめない危険な建物というのはありますか。そこを教えていただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 市内に一般住宅で、3棟3戸ございます。それで、地区別にいきますと、幌内が2棟2戸、それと幾春別の千住1棟1戸でございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） その3軒、これは所有者がいない、連絡とれないとなると、余りにも危険な状態だったらほうっておくということもできないのかなと思っております。それで、その件は何か考えられないのかなと思っております。今月1日の日に、実は私、旧幌内神社、雪で倒壊してしまったというやつの後片づけというの、実はボランティアで作業させていただきました。当日、札幌のほうから4大学で110名ぐらいですか、またあと一般のボランティアの方20名ぐらい参加して、130名ぐらいで旧幌内神社の倒壊した建物を片づけたのですけれども、皆さんわかっておられますように、あそこは重機も上がらないのですね。本当はもう全然これは片づかないだろうなと思っておりますけれども、皆さんの力でそれなりにある程度半分は片づいたと。もう一回やればきれいになるなという状況までできたのです。

それで、行政のほうでなかなかお金つukれないという状況もわかると思うのですけれども、何か危険な住宅によって被害が出てきても困ると思うものですから、私としては逆に各町内会さんとかお願いして、荒れた家が出てこないように見回ってもらうのも方法かと

思いますし、先ほどの幌内神社の件のように、地域のボランティアの人とかに協力してもらって、こういうのも、みんなでまちをきれいにするというのも、一つの協働のまちづくりの考え方にあるのかなと。お金をかけないでも、まだきれいにできる方法はあるのかなと、実は私なりに思っているものですから、その辺のことを、今後この3軒どういうふうな扱いにするのか、ちょっとその辺だけお聞かせいただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 先ほどもお話ししました市内には46棟ということで空き家がございます。それにつきましても、なかなか所有者のほうにお話ししても、対応してくれないというか、たまたま18年度の段階では、去年の段階でもって、4棟4戸につきましては、3棟が解体しました。もう一棟については、一応目張りということでしてくれました。しかし、あとの46棟につきましては、なかなか対応してくれないと、そういう状況にあるところがございます。それで、その今の3棟3戸、本当にみすばらしいところもあります。なかなかうちとしても困っている状況です。それで、前に住んでいた方はわかっているのです。しかし、今度子供さんが今どこにいるかわからないと、そういう行き先が全くつかめないという状況もございます。それと、例えば、所有者はわかっているのですけれども、電話がわからないとか、例えば、1軒については本州のほうにいらっしゃいまして、電話番号がわからないとか、そういうところもございます。そういう部分では、本当に今どうしたらいいかということで、苦慮しているところがございます。

議長（高橋 守氏） 武田議員。

6番（武田悌一氏） はい、ありがとうございます。

大変苦慮する問題だと私も認識しております。ただ、本当に先ほどから言っておりますように、被害が起きてからでは遅いかと思いますので、大変かと思いますが、これからは努力していただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋 守氏） 以上で、武田議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました質問はすべて終了いたしました。

## 日程第2 例月出納検査報告について（監報第2号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 監報第2号例月出納検査報告についてを議題といたします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みといたします。

### 日程第3 報告第5号から報告第7号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の3 報告第5号から報告第7号までについてを一括議題といたします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第5号、議会運営委員会所管事項調査報告について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第6号、総務経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、最後に報告第7号、民生建設常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号から報告第7号までについては、報告済みといたします。

### 日程第4 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長（高橋 守氏） 日程の4 報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 平成19年第1回臨時会で決議設置されましたまちづくり活性化調査特別委員会について、平成20年第1回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁と内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、第1回定例会以降4月3日、5月22日の2回開催いたしました。

4月3日の委員会では、旧幌内炭鉱立て坑事故について、提示のあった資料をもとに、現地視察を行いました。

主な調査内容としまして、1、旧幌内炭鉱立て坑事故について、2、三笠市唐松青山町地区陥没事故等に関する調査委員会設置について調査し、各委員からの質疑と行政から資



料説明と答弁があり、調査を終了いたしました。

続いて、5月22日の委員会では、住民自治基本条例を初めとする3件について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容といたしまして、1、住民自治基本条例、策定の基本的な考え方について、策定スケジュールについて。

2として、旧北炭幌内炭鉱排気立て坑周辺地盤崩落事故について、として経過について、市の対応について、として、三笠市唐松青山町地区陥没事故等調査委員会の開催について及び調査委員会の委員について。

それから、3として、サンファームエリア再開発事業の進捗状況について、温浴施設について調査し、各委員からの質疑と行政から資料説明と答弁があったところであります。資料説明後には、サンファームエリアの温浴施設、屋外売店棟、パークゴルフ場について現地視察を行い、調査を終了いたしました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みといたします。

#### 日程第5 報告第9号から報告第11号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の5 報告第9号から報告第11号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分から報告第11号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第7回）の専決処分まで、一括して報告いたします。

最初に、報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、平成20年4月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な措置を行ったものであります。

改正の内容は、個人市民税における特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を一定の経過措置をもって廃止するとともに、税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除申告書の提出期限の緩和を図るほか、法人市民税について、公益法人制度改革の実施に合わせ、均等割の税率区分を改正し、公益社団法人等について新たに最低税率を適用し

たものであります。また、固定資産税について、省エネ改修工事を行った場合の特例措置を創設したものであります。

改正の法律が平成20年4月30日に公布され、同日付で賦課に適用するため、平成20年4月30日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の専決処分は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、老人保健法に基づく事業のうち、特定健康診査・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進事業として実施することとなったことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、根拠法令を健康増進法に改め、30歳以上の方すべてを対象としていた基本健康診査を、保険者が行う特定健康診査及び後期高齢者医療広域連合が行う健康診査の対象者を除く健康診査とし、肝炎ウイルス検診については、原則40歳から70歳までの間で5歳刻みの節目の年度で受診できたものを、原則40歳で受診することとし、未受診の場合は翌年度以降も受診できるように改めるものであります。

平成20年3月31日に実施要領が制定され、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、同日に専決処分を行ったものであります。

最後に、報告第11号平成19年度三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分についてであります。今回の専決処分は、地方債の決定に伴い、決定額が議決限度額を上回る2件20万円について、地方債許可申請に当たって支障がないよう増額整理を行ったものであり、諸般の事情から平成20年3月31日に専決処分を行ったものであります。

いずれも、本来であれば議会提案をすべきところであります。その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) これより質疑に入ります。

初めに、報告第9号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですから、次に報告第10号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですので、次に報告第11号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、報告第9号についての討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第9号について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

報告第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第10号について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

報告第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第11号について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

報告第11号平成19年度三笠市一般会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

#### 日程第6 報告第12号から報告第15号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の6 報告第12号から報告第15号までについてを一括議題といたします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますから、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第12号三笠市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

丸山議員。

1番(丸山修一氏) 土地開発公社のこのバランスシートと損益計算書、私ははっきり言って、素人ですから、この見方全然わかりませんけれども、ちょっと疑問に思いました

ので、何点かこの件に関してお話しさせてもらいたいと思います。

まず、これ損益計算書でありますけれども、これ単年度の収益を見ていると思いますけれども、これでいきますと、166万9,593円がこの会計では黒字ということでしょうか。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） そのとおりでございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） それで、この損益計算書を見ますと、この後の工業団地のやつとちょっと照らし合わせて、損益計算書を見たのですよ。そうしたら、損益計算書の中に、工業団地の場合については、支払利息という金額が出ていますよね。これから10ページぐらい後に1,000万円ぐらいの利子があるというのは、土地開発公社89億3,900万円、これでお金を借りていますよね、基金から。この金の利子は、損益計算書では計算しないのですか。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） 基本的には、土地開発公社の土地を市が買い取る形になりますので、その場合、そういったもとの原価プラス、それからそういった利息等含めて市が買い取っていますので、そういった部分では利息も含めての買い取りになっていますので、そういった部分では利益が出てきているというような形になっております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） ちょっと腑に落ちないのですよね。ということは、この収益的収入及び支出の決算状況を見ますと、この中に、まず収入では繰越金とありますよね。繰越金463万4,280円。それから、事業外支出の中に、支払利息1,338万5,799円、それと委託事業費424万5,627円、これが僕は損益計算書の中に入ってこないのがちょっと理解できないのですよ。この会計の処理が正しいかどうか、私もわからないところでありますけれども、こういう会計処理、会計監査はどのようなのですか、正しいのでしょうか。

議長（高橋 守氏） 宇野監査委員。

監査委員（宇野政美氏） 私どものほうで、まだ内容吟味していませんので、吟味していないというよりも、ちょっと出ておりませんでしたので、申しわけないのですけれども、ちょっと保留させていただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 正しいかどうか、私もわからないのですよ。ということは、工業団地ではああやって、表に出していますよね。土地開発公社では、土地の公有財産に上乗せしていますよね。そして、現金で1,300万円持っていますよね。ですから、利息が二つ持っているわけでしょう。土地という部分と現金でね、基金にお金を出しているわけ

でしょう、1,300万円という金。それから、土地に1,300万円ぐらい上乗せしているわけだ。何で1年に2回も二重に支払うような形になっているのか、ちょっと私には理解できないものだから、質問させてもらったのですよ。

それと、もう一つ聞きたいのは、土地開発公社、その前のページになるのですけれども、萱野の駅の維持管理と、それから唐松駅の維持管理とありますよね。土地開発基金は、土地の所有等についての基金の目的がありますから、こういう運営管理について、土地開発公社が黒字なら私は何も言いませんけれども、こういうやつは、行政財産的なものだとは思うのですよ。言うなれば、観光施設までを置くかどうかは別にしても、そういう形の中で、一般会計で僕は措置してもいいのではないかなというふうな思いを持っているのですよ。なぜ、これ土地開発公社で持たないとだめなのか、その辺の説明もちょっとお伺いしたいのですよね。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） まず、会計処理なのですから、土地開発公社の場合、国の部分でこういう手法でやりなさいという一定の基準があるものですから、そういう手法にのっとってやっております。

それから、JRの部分なのですから、当時、JRから買い取る場合に、これは土地開発公社が市にかわって、その敷地だとか建物を取得していますので、一応土地開発公社がそれを管理しているような形になっていますので、公社としてはやっている。ただし、財産上は、預かっているような形でやっていますので、その預かり金から必要経費の部分は落としているというふうな状況になっております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員、一問一答でなくて、まとめて質問していただきたいとします。あくまでも、通告質問については、一問一答制をとっておりますけれども、この質疑に対しては、できる限りまとめて質問していただきたい。

1番（丸山修一氏） できる限りそうしたいと思っているのですけれども、私も素人なので、この辺の関係がどう質問していけばいいかわからないでちょっと困っているのですけれども、要は会計処理で、さっき言ったように、会計検査院が、国の指導がこうなっているからこれでいいのだと言うのだったら、会計処理というのは、一般会計、言うなれば民間の会社は公の会計の中で法律があってやっているわけでしょう。それと相違するわけだ。要はさっき言った利子が二つ、こんな会計の仕方というのは通るのかなということなのです。赤字だったら赤字と僕は出すべきだと思うのです。黒字って166万円黒字になるから、ああ土地開発公社は金あるのだと思うのです。なぜ、この委託事業だとか、それから利子の部分、表に出してこないのかなと思う。これ出さなくてもいいのだよということになっているのか。ほかの土地開発公社、例えば道だとか、ちょっと今パソコンで調べていたら、どこかの県の土地開発公社については、営業外費用ということではちゃんと利息の部分は出しているのですよ、表に。うちだけ出していないということは、何か

故意にやっているわけではないと思うのだけれども、そのような見方になってしまうわけよ。だから、不思議で、何で9億円、大体10億円ぐらいのお金を借りて、1%でも1,000万円ぐらいの利子を払っているわけだから、赤字になるのは当然なのに、黒字になるのだろうと疑問を持つのは当たり前なのですよ。そこがわからないのですよ。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） 御存じのように、土地開発公社につきましては、この財産として土地を持っていますので、そういった部分では、現在、土地開発公社自体の経理上では赤字になっていません。それから、この損益計算書の部分についても、市が公社から買い取るときには、それまでの部分の利息等も上乘せした形で買っていますので、この19年度のその部分のその買い取った部分では、ここに載っていますけれども、160万円の利益が出てきているということでございますので、この部分では赤字になっていないということでございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 例えば、損益計算書見ると、19年の4月1日から20年の3月31日までの会計処理ですよね。だから、これを公有地取得原価ということで、1億9,000万円を載せていますよね。これ、去年の4月1日以降に土地開発公社に土地を持ったという考え方に立つわけでしょう。だけれども、本来だったら違うわけでしょう。もう20年ぐらい前から土地を持っているわけでしょう。そうしたら、この帳簿の出し方も、私はちょっと理解できないのだよ。

議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

総務部長（森原 裕氏） この4月1日から3月31日の部分の事業原価ということで、これは4月1日以降、例えば土地開発公社がそれ以前に取得して、当然その当時は借り入れをしていますので、当然利子がかかってきますので、その利子も上乘せした部分で、取得している原価として、この19億円云々がありますよという表現です。それに対して、19年度中に一定の部分が売れましたので、その部分については、この166万9,000円の利息が発生しているということでございます。ですから、借り入れでもって、残高がある部分と、それでもって赤字ということではないような状況になっております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） よろしいですか。

丸山議員。

1番（丸山修一氏） これ以上質問しませんけれども、腑に落ちないのですよ。腑に落ちないのですよ。例えば、これ税理士だとか、公認会計士が見たとき、これは正しい会計処理の仕方ですよとなるのかどうかなのですよ。その第三者的な担保というものが見えてくれば、僕は何も言いませんけれども、これだったら、何かちょっと違うような感じがす

るのですよね。その部分をこれから私どもにお知らせくだされば、私はこれで質問を下げますけれども、そういうことだけお願いしたいなというふうに思います。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 見た感じで疑いがあるということであれば、これ疑いは晴らさなければならいので、そこははっきりと説明、後ほど申し上げるようにいたします。丸山議員に対して、はっきり説明申し上げるようにいたします。

ただ、土地開発公社そのものは、今のとらえ方と少し違うのかもしれませんが、この収益の部と費用の部というのは、収益されて、事業収益という部分がありますが、これが売れた土地と貸して収益が出ている分で1億9,200万円、この1億9,200万円に対して、原価は幾らなのだという見方で、1億9,000万円ということなのです。これは、全体を言っているわけではないです。その売れた部分の動きだけを言っているのですね。だから、これは土地開発公社で従来議員さんも入って御審議いただいているということで、会計処理としては、土地開発公社は一般の企業と違って、こういう会計処理をなさという通知があって、その通知に基づいて、全部数字を入れておりますので、これは160万円利益出たことは間違いありませんので、決して何かごまかそうとか、あるいは間違った処理をしているということではございません。

そこで、きっと今の御発言でも納得いかない部分がございますから、これは詳細に資料等を合わせて、後々また説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、報告第13号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第14号三笠工業団地開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

丸山議員。

1番（丸山修一氏） 工業団地、発展基金で土地を買いましたよね。この公租公課の関係で、固定資産税が下がることになると思うのですよ。幾らぐらい下がるか、お知らせください。

なかったら、後でいいですよ。

議長（高橋 守氏） 右田財務課長。

財務課長（右田 敏氏） 今回、3億4,400万円ほどで買う土地の固定資産税につきましては、約200万円ぐらいでございます。

議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですので、次に報告第15号三笠市観光事業株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) ないようですから、質疑を終了し、報告第12号から報告第15号までについては、報告済みといたします。

#### 日程第7 議案第28号から議案第30号までについて

議長(高橋 守氏) 日程の7 議案第28号から議案第30号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第28号三笠市行政手続条例の制定から議案第30号三笠市工業団地貸付条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第28号三笠市行政手続条例の制定についてであります。本条例は、行政手続法の趣旨にのっとり、透明性のある開かれた行政運営に向け、市民に対し、より一層の公正の確保を図るため、市の許認可等の事務手続に関し、共通する事項を明文化し、定めるものであります。制定の内容は、本条例が一般的な許認可事務を対象としていることから、本条例を適用除外とする行政処分の範囲を設定すること、申請に対する処分の手続において審査基準、標準処理期間を設定すること、不利益処分の手続においては、処分の際に意見陳述の機会を与えること、また行政指導の際には、その趣旨、内容等を明らかにすることなどを規定するものであります。

また、独自の手続体系があるものについては、本条例を適用しないこととし、関係条例へ適用除外の規定を追加するとともに、聴聞へ出頭した参加人に対し実費弁償を支給することから、必要な改正を行うため、本条例の附則において、三笠市税条例、三笠市印鑑条例、三笠市認可地縁団体印鑑条例及び三笠市証人等実費弁償条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、平成20年8月1日であります。

次に、議案第29号三笠市こころのふるさと基金条例の制定についてであります。本条例は、地方税法の一部改正による個人住民税における寄附金税制の拡充に伴い、新たにふるさと納税制度が創設され、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという寄附者の思いの寄附金を個性あふれ、安心して暮らせるまちづくりに充てるため、新たにこの寄附金を財源とした基金を設置するために制定するものであります。



制定の内容は、基金の積み立て及び管理、基金活用としての処分の方法、寄附した者のうち市内に住所を有しない者に限り、特別市民としてこころの市民証を交付することなどについて規定するものであります。

施行期日は、平成20年7月1日であります。

最後に、議案第30号三笠市工業団地貸付条例の制定についてであります。本条例は、全国的に緩やかながら景気回復と言われているものの、北海道経済は長引く景気低迷から初期投資を抑える状況が続き、企業誘致が進まない現状であることから、企業立地を促進するために、本市が所有する工業団地に、工場及び事務所等を新設する企業に対し、土地の貸し付けを実施するために制定する者であります。

制定の内容は、貸し付けの対象者として5人以上の新規雇用や1年以内に工場等を新設することなどの要件を定め、貸付期間を10年間とし、貸付料は無料とするほか、契約の締結及び解除の際の原状回復義務、また原状回復を担保するための保証金の納入などについて規定するものであります。

施行期日は、平成20年7月1日であります。

以上、議案第28号から議案第30号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

初めに、議案第28号三笠市行政手続条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第29号三笠市こころのふるさと基金条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第30号三笠市工業団地貸付条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第30号までについては、総務経済常任委員会に付託します。

#### 日程第8 議案第31号から議案第35号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の8 議案第31号から議案第35号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第31号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定から議案第35号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第31号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成20年4月1日に施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、平成20年度より監査委員の決算の審査に従来からの決算審査に加え、一般会計については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4項目について、公営企業会計については、資金不足比率について、それぞれの数値及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、意見を付して市長に報告することが新たに規定されたことに伴い、これらの項目を追加するものであります。

施行期日は、平成20年7月1日とするものであります。

次に、議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、個人市民税について、ふるさと納税制度の創設により寄附控除方式の改正、適用下限額を10万円から5,000円に引き下げるとともに、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に関する課税について、軽減税率の廃止と損益通算の範囲の拡大を行うものであります。

また、公的年金からの特別徴収制度の導入について、高齢者に係る納税の利便性の向上を図るとともに、徴収効率の向上を目的として、所得税や介護保険料において、同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、平成21年度より実施するとともに、肉用牛の売却による事業所得について免税の対象範囲を定め、その適用期限を延長するものであります。

施行期日は、平成20年7月1日ではありますが、寄附金税制等の改正については、平成21年4月1日とするものであります。

次に、議案第33号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、介護保険制度の円滑な実施のための低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の経過措置期間の終了に伴い、減額の対象者等について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、訪問介護サービス利用者負担額について、低所得者に対する減額措置の一部が平成20年6月30日をもって終了することにより、利用者負担割合を6%から通常負担割合である10%にするものであります。

施行期日は、平成20年7月1日であります。

次に、議案第34号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償を定める政令の一部の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を200円から217円に引き上げるものであります。

施行期日は、平成20年7月1日であります。

最後に、議案第35号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、日本標準産業分類の改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、総務省告示番号及び分類名称の改正を行うものであります。

施行年月日は、平成20年7月1日であります。

以上、議案第31号から議案第35号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

初めに、議案第31号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第33号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第34号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第35号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第31号、議案第32号及び議案第35号については、総務経済常任委員会に付託し、議案第33号及び議案第34号については、民生建設常任委員会に付託します。

#### 日程第9 議案第36号及び議案第37号について

議長（高橋 守氏） 日程の9 議案第36号及び議案第37号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第36号平成20年度三笠市一般会計補正予算(第1回)及び議案第37号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第1回)について一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第36号平成20年度三笠市一般会計補正予算(第1回)についてですが、今回の補正は、既定予算額90億5,286万8,000円に、5億1,006万9,000円を追加し、予算の総額を95億6,293万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、三笠工業団地開発株式会社からの貸付金償還金によって発生する一般財源を備荒資金組合へ超過納付するほか、3月に発生した唐松青山町地区陥没事故の発生原因の究明などを調査する委員会に係る経費及び平成20年度の税制改正によって創設されたふるさと納税について、必要な経費を新たに措置するものであります。

民生費では、認知症高齢者のために民間事業者が実施する公的介護施設整備に間接補助するほか、市民会館の誘導灯及び非常灯照明を老朽化に伴い改修するものであります。

衛生費では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行による病院事業会計の健全化対策として、事務局の体制を強化する経営改善担当主査の配置に伴う人件費相当分を病院事業会計補助金として措置するものであります。

農林水産業費では、道の駅の屋外トイレについて、老朽化により衛生設備の劣化や臭気問題が発生していることから、三笠入り口における地域活性化の拠点施設として、新たに建てかえをするための費用を措置するほか、独立行政法人森林総合研究所の分収造林受託事業費を計上するものであります。

商工費では、企業立地の促進を目的に、三笠第2工業団地内にリース団地を展開するため、空知産炭地域総合発展基金を活用して、三笠工業団地開発株式会社の土地を取得するほか、桂沢国設スキー場のリフト落下防止機能である握索機の取りかえについて措置するものであります。

教育費では、北海道教育委員会と共同で実施する観劇事業のほか、学校給食センターの暖房用熱交換機の破損及び陸上競技場の芝生張りかえに伴う整備費を措置するものであります。

一方、歳入については、ふるさと納税にかかわるこころのふるさと基金寄附金など歳出関連の特定財源5億4万円を増額するほか、一般財源については、唐松青山町地区陥没事故にかかわる特別交付税144万6,000円と不足する858万3,000円を備荒資金の取り崩しにより措置するものであります。

地方債の補正については、道の駅屋外トイレ改築事業について措置するものであります。

次に、議案第37号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、平成16年度以降赤字経営となっている病院事業会計の健全化対策とあわせて、国が定めた公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プランの策定に当たり、病院の費用負担を発生させずに、事務局の体制を強化することとし、平成20年4月に経営改善担当主査を配置したことに伴う予算の補正を行うものであります。

その内訳として、収益的収入支出のうち、支出において、人件費などに798万5,000円を増額し、収入において、同額を一般会計補助金として増額するものであります。

この結果、収益的収支の状況は、当初予算と同額になるものであります。

以上、議案第36号及び議案第37号について一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

初めに、議案第36号平成20年度三笠市一般会計補正予算についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第37号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第36号については、総務経済常任委員会に付託し、議案第37号については、民生建設常任委員会に付託します。

#### 日程第10 議案第38号 榊町団地公営住宅建替工事請負 契約の締結について

議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第38号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第38号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について提案説明申し上げます。

今回の契約は、6月3日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

その内容は、請負金額5億1,954万円で、請負人は、田端本堂・川上・長内共同企業体であります。

予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第38号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、民生建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第39号 三笠市職員懲戒審査委員会委員  
の任命について

議長（高橋 守氏） 日程の11 議案第39号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第39号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますので、その後任者を任命するため、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

再任の杉山範子氏は、昭和29年7月1日生まれで53歳、住所は三笠市本郷町127番地の4で、職業は農業であります。

同じく再任の山口秋男氏は、昭和9年9月22日生まれで73歳、住所は三笠市若松町2番地の6、現在は三笠市社会福祉協議会三笠支部副支部長であります。

新任の牛丸雅一氏は、昭和31年8月4日生まれで51歳、住所は三笠市多賀町4番地11、職業は歯科医師であります。

牛丸氏は平成6年11月に牛丸歯科医院を開業、平成19年4月からは、歯科医師会三笠方面会会長に就任し現在に至っております。

また、市の職員からは、総務部長の森原裕及び総務課長の星野直義を任命するものであります。

いずれも、三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 39 号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

#### 日程第 12 議案第 40 号 三笠市固定資産評価審査委員会 委員の選任について

議長（高橋 守氏） 日程の 12 議案第 40 号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 40 号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員鈴木誠氏の任期が平成 20 年 7 月 14 日をもって満了となりますので、その後任者を選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

秋元隆氏は、昭和 12 年 11 月 20 日生まれで 70 歳、住所は三笠市幌内新栄町 352 番地 1、職業は有限会社三共及び有限会社邦梅園の代表取締役社長であります。

三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

### 日程第13 議案第41号 三笠市固定資産評価員の選任について

議長(高橋 守氏) 日程の13 議案第41号三笠市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第41号三笠市固定資産評価員の選任について提案説明申し上げます。

現在、三笠市固定資産評価員として、市の職員から財務課長でありました磯瀬孝を選任していますが、平成20年4月1日付人事異動に伴い、その後任者を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

右田敏は、昭和35年10月20日生まれで47歳、住所は三笠市本郷町485番地、職名は財務課長であります。

三笠市固定資産評価員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第41号三笠市固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

#### 休 会 の 議 決

議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により明日6月19日から6月25日まで7日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

6月19日から6月25日までの7日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

#### 散 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員